

※この法令は廃止されています。

#### 昭和四十一年文部省令第二号

特別支援学校の高等部の学科を定める省令  
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十三条の規定に基づき、盲学校及び聾学校の高等部の学科を定める省令を次のように定める。

#### 第一条 特別支援学校の高等部の学科は、普通教育を主とする学科及び専門教育を主とする学科

とする。

#### 第二条 特別支援学校の高等部の普通教育を主とする学科は、普通科とする。

2 特別支援学校の高等部の専門教育を主とする学科は、次の表に掲げる学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとする。

視覚障害者である生徒に対する一 聴覚障害者である生徒に対する一 教育を行う学科

視覚障害者である生徒に対する一 家庭に関する一 教育を行う学科

視覚障害者である生徒に対する一 教育を行う学科

附 則		五 産業一般に 関する学科
1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。	2 改正後の盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の学科を定める省令第二条の規定は、昭和四十八年四月一日以降盲学校又は聾学校の高等部第一学年に入学した生徒に係る学科から適用する。	この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日以降盲学校又は聾学校の高等部の第一学年に入学した生徒に係る学科から適用する。
附 則 (平成元年一〇月二四日文部省令第四号)	附 則 (平成元年三月二三日文部省令第五号)	附 則 (平成二年六月三日文部省令第三号)
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。	この省令は、平成十一年四月一日から施行する。	この省令は、平成二年三月二九日文部省令第八号)
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 拝	附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 拝	附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 拝
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。